



国際評価基準審議会 (IVSC) の年次総会など について※

—動き出した新体制とIVSのさらなる充実に向けての始動—

※ 本稿では、IVSC評議員会での議論を中心に報告する。年次総会の模様については81頁を参照されたい。

IVSC評議員

やま だ たつ み

山田 辰己

1 はじめに

国際評価基準審議会 (International Valuation Standards Council: IVSC) の年次総会、評議員会 (Board of Trustees)、基準レビュー理事会 (Standards Review Board: SRB)、有形資産基準理事会 (Tangible Assets Standards Board: TASB)、企業評価基準理事会 (Business Valuation Standards Board: BVSB)、会員及び基準認識理事会 (Member and Standards Recognition Board: MSRB) 及びアドバイザー・フォーラム・ワーキンググループ (Advisory Forum Working Group) などの会議が、2017年10月2日から4日まで、メキシコシティで開催された。IVSCの年次総会は、毎年10月に開催され、アジア、アメリカ及び欧州の3拠点を順番でまわることとなっている。

年次総会では、評議員会からの提案がほぼそのまま承認されたので、本稿では主に、評議員会での議論に関する報告を行う。

なお、評議員会での主な議題は次のとおりである (このうち、(a)から(d)及び(g)を

下記2から6で取り上げる。)

- (a) 新評議員の選任
- (b) SRB、MSRB、TASB、BVSB及び Advisory Forum (AF) の議長からの報告
- (c) APEC Initiativeの活動報告
- (d) 金融商品評価基準プロジェクトの進展状況について
- (e) 2017年9月までの財政状況の報告
- (f) 新規加入メンバーの承認
- (g) 今後の年次総会及び評議員会の会議日程について

なお、本文中の意見に関する部分は筆者の私見であることをあらかじめお断りしておく。

2 新評議員の選任

新しい評議員として、ブラジルからAna Maria Elorrieta氏 (PwCパートナーで、国際会計士連盟 (IFAC) の元ボードメンバー、国際監査・保証基準審議会 (IAASB) メンバー) を選任することが合意された。

3 SRB、MSRB、TASB、BVSF及びAFの議長からの報告

2017年から活動を開始した新体制を構成する主要機関であるSRB、MSRB、TASB、BVSF及びAFの議長から、評議員会に対して報告が行われた。ここでは、主として、SRB、MSRB及びAFの議長からの報告の概要を紹介する。

(1) SRB

議長のMark Zyla氏から、2017年5月に公表した「コメント募集 (Invitation to Comment : ITC)」(コメント締切りは2017年8月15日)に対する対応状況を中心に、活動報告が行われた。ITCでは、今後IVSCが国際評価基準 (International Valuation Standards : IVS)として取り上げるべきテーマの候補である6項目(非金融負債、割引率、アーリーステージ企業の評価、生物資産、採掘産業及び棚卸資産)を示し、これらを今後取り上げるべきかどうか、また、取り上げるとするとどのような方向で検討すべきかについて意見を求めた。ITCに対しては39のコメントが寄せられ、そのうち、21がすべての質問事項にコメントしており、18は質問のいくつかにのみコメントしていた。これらを受けて、TASB及びBVSFでコメント分析をしており、今後、IVSを改訂する作業に着手すべき項目とさらなるリサーチが必要である項目に分け、具体的な対応が決定される予定であることが報告された(詳細については、岩田宜子稿、「国際評価基準審議会 (IVSC)の基準理事会 (Standards Boards)の最近の動向－企業評価基準理事会 (Business Valuation Standards Board)での議論を中心に－」(本誌86-88頁)を参照されたい。)

なお、TASB議長のBen Elder氏及

びBVSF議長のAndreas Ohl氏からも報告があり、Elder氏からは、生物資産、採掘産業及びアーリーステージ企業の評価、Ohl氏からは、非金融負債、割引率及び棚卸資産に関するコメントについての分析の概要が説明された。

(2) MSRB

議長のEric Teo氏から、次の3点について検討しているという活動報告が行われた(詳細については、水谷賀子稿、「会員及び基準認識理事会 (Membership and Standards Recognition Board)の活動について」(本誌89-91頁)を参照されたい。)

(a) IVSの市場での認知度を向上させる施策の検討

(b) 事業評価における専門称号 (Quality Mark)の開発の検討

(c) IVSCメンバーの資格要件及びメンバー区分の見直し

本稿では、このうち、事業評価における専門称号 (Quality Mark)の開発について報告する。

事業評価に関する市場では、評価に関与する者(鑑定人)に対する信頼度を保証する共通の資格は存在していない。Quality Markは、事業評価に関与する専門家から構成される職業専門組織 (Valuation Professional Organization : VPO)に付与することを想定して創設される国際的な専門称号である。VPOがQuality Markを取得すると、3年間、当該VPOの品質を保証することになり、また、そのVPOのメンバーは、Quality Markという称号を使えることになる。したがって、Quality Markを取得するためには、まず、VPOが存在していなければならない。日本の事業評価に関しては、VPOに相当する組織は存在しておらず、このままではQuality Markを取得することができない状況にある。

Quality Markは、最近米国で創設された「企業及び無形資産評価資格 (Certified in Entity and Intangible Valuation : CEIV)」に触発されたものである。CEIVは、財務報告目的で利用される、事業 (business)、事業持分 (business interests)、無形資産、ある種の負債及び棚卸資産の公正価値を算出するための資格で、米国証券取引委員会 (SEC)が財務報告で利用される無形資産などの公正価値がそのような評価を行える能力を持たない人々によって行われていることに懸念を表明したことを受けて、米国鑑定士協会 (American Society of Appraisers : ASA)、米国公認会計士協会 (American Institute of Certified Public Accountants : AICPA)及び王立勅許測量士協会 (Royal Institution of Chartered Surveyors : RICS)の3者が共同で創設し、運営している資格である。

(3) AF

議長のJohn Martin氏から、AFが行った2つの調査(①IVSCメンバーに対するIVSの採用などに関する実態調査及び②IVSのアドプション (adoption)をどのように理解しているかに関する調査)の結果を中心に活動報告が行われた。

① 実態調査の結果に関する議論

IVSCメンバー (VPO)に対する実態調査は、30の調査項目に対して回答を求めたもので、50のメンバーから回答を得た(このうち、すべての調査項目に回答したのは46)。調査項目には、(a)VPOは、ローカルな評価基準に準拠しているのか、また、(b)ローカルな評価基準はIVSに準拠しているのか、さらに、(c)IVSをアドプションしているのか、そして、(d)アドプションをどのように定義しているのか、(e)自国の市場でIVSがどの程度認知されているの

か、(f)メンバーとしてIVSCに何を期待するか、(g)IVSのトレーニングを提供しているか、(h)VPOの収益はどれくらいかといった多岐にわたる内容が含まれている。この結果報告を受け、調査内容に関する質疑が行われた。今後、結果を事務局が吟味し、IVSCの各国のVPOとの関係の強化に反映させていく予定である。

② IVSのアドプションをどのように理解しているかの調査結果に関する議論

AFのメンバーに対して、メンバーの属する国ではIVSのアドプションがどのように理解されているかについての調査が、2017年8月に行われた。各国においてIVSを採用するにあたって、多様な方式が採られており、その実態がはっきりしていなかったため、このような調査が行われた。多様な方式には、例えば、基本原則としてIVSを採用するものの、自国における基準がIVSと異なる評価方法を要求している場合には、それらに準拠することをIVSに優先させなければならない場合がある。IVS102「調査と準拠性 (Investigations and Compliance)」第40.1項では、このような場合には、「鑑定人は、各国規定に従わなければならない」とされ、「そのような評価は全体としてはIVSに準拠して行われている」(Such a valuation has still been performed in overall compliance with IVS)と記述されている一方、国際財務報告基準(IFRS)においては、IAS第1号第16項において、「財務諸表がIFRSのすべての要求事項に準拠していない限り、企業は当該財務諸表がIFRSに準拠していると記載してはならない」と規定している。すなわち、IFRSのアドプションでは、IFRSのすべての基準を適用している場合にのみそのように主張できると考えている。

このような実態を踏まえて、AFでは、IVSに準拠するというをどのように理解しているかについてのアンケートを行った。AF議長からは、調査の結果、例えば、カナダやオーストラリアでは、IVSを修正することなくそのまま採用することがアドプションであると理解されているものの、それ以外の国では、多様な理解が存在していると判明したことが報告された。そして、今後、2020年までにアドプションに対する理解の統一化を図りたいとの報告があった。

このほか、評議員会とは別に、年次総会の直前に開催されたAFの会合でもこの問題が議論されたが、アンケート結果と同様、参加者からは多様な見解が表明され、今後、継続して議論することとなった。また、この問題は、2016年10月の年次総会の後、評議員間でも議論されたことがあり、アドプションの意味の統一化は、IVSの厳格な普及にあたっての重要な問題であることが強く認識されている。今後の議論の推移が注目される。

4 APEC Initiativeの活動報告

元評議員であるNicholas Brooke氏から、アジア太平洋経済協力機構(Asia-Pacific Economic Cooperation: APEC)地域における資産評価実務の改善プロジェクト(メンバー21か国にIVSを資産評価の基本原則として導入するための検討)の進展状況に関する報告が行われた。

ここでは、これまでに①メンバー21か国における多様な資産の種類をカバーする評価基準の実態調査及び②メンバー国におけるベストプラクティスをまとめたテンプレートの作成という2つの作業が完了したことが報告された。また、2017年1月

に公表された2017年版IVSには、APECメンバー国から大きな関心が寄せられ、これに基づいて、今後、メンバー国での共通認識の形成を行う予定であることも報告された。

このほか、2020年までに本プロジェクトの報告書をまとめる予定であることも報告された。

5 金融商品評価基準プロジェクトの進展状況について

このプロジェクトでは、金融機関がデリバティブなどの公正価値を測定するために整備しなければならない4つの論点(金融機関のガバナンス、評価のためのフレームワーク、評価に用いるデータ及び財務報告)を扱う4つのワーキング・グループを組成することとしているが(この詳細については、拙稿、「国際評価基準審議会(IVSC)の評議員会での議論について—2017年6月会議の概要及びその後の金融商品プロジェクトの展開—」(本誌2017年10月号No.747、109-110頁)を参照されたい。)、一部の銀行の対応が遅れているため、その組成が遅れていることが報告された。また、これに伴って、7名のメンバーからなる金融商品ボード(Financial Instruments Standards Board: 金融商品に関する評価基準のドラフトを作成する機関)のメンバー選任も遅れていることが報告された。

6 今後の年次総会及び評議員会の会議日程について

2018年10月の年次総会は、10月1日から3日まで、欧州、アフリカ又は中東のいずれかで開催予定であることが報告された。また、評議員会は、2018年2月(ワシントンDC)及び6月(ロンドン)に開催することも合意された。